

ベトナム環境行政

Kouji Nisimiya
OECC 主任研究員 西宮 康二

＜法制度・政策＞

ベトナムでは、環境保護を目的とした環境保護法が1994年に施行され、続いて同法の実施要綱が政令として整備された。また、環境違反への罰則や環境影響評価等に関する付属制度も整備され、併せて環境基準/排出基準等の環境関連基準がベトナム国家標準(TCVN)の形で1995年に規定された。これらの環境関連法制度は、2002年に天然資源環境省(MONRE)が設立される以前は、その施行が縦割行政機構や脆弱な管理体制に阻害され、急激な社会経済発展及び都市化のスピードとも相俟って環境汚染の顕在化を招いた。このような状況に対し、ベトナム政府は、2003年に36の優先課題を列挙した国家環境保護戦略を首相決定し、同課題に対するMONREを中心とした関係各機関の責任を規定し、環境分野の取り組みを強化することを表明した。さらに、ベトナム共産党的政治局決議第41号により、2020年の工業国化戦略の中での国家的な環境保護政策の強化を決定し、第8次社会経済開発計画(2006-2010)では、環境保護を国家の3大重要課題の一つに据え持続的な開発・循環型社会の形成に向けた開発方針を打ち出している。このような流れの中で、2006年7月からは、大幅に改定された環境保護法が施行されている。

＜環境施策＞

政治局決議第41号に基づき、首相は総合アクションプランを策定し、関係各省庁及び地方自治体は、それぞれの所掌業務の中で独自の環境保護施策や活動計画等を作成し同決議内容の実現を図っている。また、改定環境保護法の実施要綱では、環境基準、SEA、EIA、環境保護コミットメント、環境情報・データ公開等に関する指針が示され、住民を含む全てのステークホルダーの主体的な参加を義務づけた環境マネジメント体制を布いている。

環境関連行政処分に関しては、既存のものに加え、改定環境保護法に付随した新罰則規定を設け、1999年に施行された刑法と併せて運用している。

これまでの開発事業では、社会経済発展が最優先され環境保護が後手に回る傾向があったが、最近では、環境警察の導入や地方自治体による分析機器を導入したモニタリング能力の向上等により、違反事業者の取締りが報道されるようになり、社会変化の兆しが現れている。また、全国的な環境モニタリング結果は、ドナーコミュニティの支援を受けながら環境報告書(SOE)に取りまとめられ、政府に報告されるとともに、ウェブ上で一般に公開されている。一方、環境負荷の大きな発生源に関しては、2003年の首相決定第64号により、これまでに約150ヶ所の事業体における改善措置がとられている。

＜経済的施策＞

政治局決議第41号によれば、2006年から環境保護予算として国家支出の最低1%を割り当てることが規定されているが、地方省が独自に策定する環境管理計画に基づく予算配置が遅れており、予算措置がなされていない地方省も存在している。この他、2003年に首相承認された政令第67号では、2006年までに2000億ドンの環境保護費が排水を生み出す事業者や住民(水道料金の10%が上限)から徴収され、地方自治体の環境保護活動やベトナム環境保護基金(VEPF)が実施するプロジェクトの資金として配分されている。

＜環境関連行政機関の現状＞

現在、ベトナム政府は持続的な開発を目指した環境重視方針を打ち出していることもあり、首相の強いイニシアティブの下、MONREを中心に環境管理機構の整理を図り、実施体制を強化している。また、徐々にではあるが、都市部のキャパシティのある自治体を中心に環境マネジメントに関する具体的な施行もなされるようになってきているので、ベトナムにおける環境管理は、法制度や管理体制整備を中心とする準備段階から、次のステップとしての実施段階に移行しつつあるものと推察される。